

令和5年度まちづくり懇談会ふれあいトーク事前質問要望等一覧(都賀地域)

No.	自治会	質問要望等	回答要旨
1	中新田	<p>【都賀総合支所移転後の跡地利用申し入れについて】</p> <p>中新田自治会(300世帯)では、現公民館(42坪)は建築後57年経過し、外壁にヒビが入るとともに、天井のボード板が剥がれ落ちるなど、老朽化が顕著に表れている為、令和5年3月自治会総会において、中新田公民館老朽化対策委員会の設置が認められまして、4月より建替等を含め検討を始めました。</p> <p>しかし、現公民館は住宅地に囲まれて、敷地が約205㎡(62坪)と狭隘のため、庭に車2台しか駐車できないことや、接する市道が幅員2.5mと狭く、公民館敷地としては不適地となっております。このことから他に移転すべきとの意見が多く有りますが、財源や用地等に諸問題が見込まれます。</p> <p>つきましては、当自治会内にある都賀総合支所移転後の跡地一部を公民館用地として利用させていただきたく今回申し入れを致します。</p>	<p>【都賀地域づくり推進課地域づくり推進係:TEL 29-1100】</p> <p>現在の都賀総合支所につきましては、新しい複合施設に移転後、解体する予定で進めています。解体後、総合支所敷地としての用途廃止を行い、貸付や売却等が可能となるよう手続きをしたうえで、跡地の管理・処分を検討することになります。</p> <p>なお、栃木市公共施設のあり方ガイドラインにおいて、施設の廃止により生じる跡地は、原則的に売却の方針が定められています。</p> <p>ご要望の自治会公民館敷地としての利用につきましては、今後、具体的な条件等を確認させていただいた上で、検討いたします。</p>
2	中妻中の内	<p>【事故防止！家中に安全を！】</p> <p>県道3号線が開通してから車の往来が多くなった。県道221号線沿いに暮らしています。道が通り便利になったのは良いのですが、朝夕の通勤時間帯に自宅裏の狭い道を高速でショートカットする車が何台も通るようになりました。</p> <p>去年は子どもがはねられる事故も起きてしまいました。速度制限の標識やスピードバンプを設置してほしいと強く要望いたします。</p>	<p>【交通防犯課:TEL 21-2151】 【道路河川維持課:TEL 21-2771】</p> <p>速度制限の標識をはじめとする交通規制については、県公安委員会が権限を有していることから、今回の交通規制の要望につきましては、市より栃木警察署あて連絡させていただきました。</p> <p>なお、交通規制要望は自治会で協議のうえ、あらかじめ、栃木警察署にご要望くださいますよう、お願いいたします。</p> <p>また、バンプの設置につきましては、ドライバーに速度減速を促す手法として有効であると考えますが、設置においては速度制限を設けるなどの交通規制の対策と連携し設置することが望ましいとされており、速度制限を設けない場合、音や振動が発生するため、交通管理者と協議してまいります。</p>

No.	自治会	質問要望等	回答要旨
3	中妻中の内	<p>【県道221号線舗装工事のお願い】</p> <p>道路も老朽化に伴いヒビわれ等が見られるため改修工事をお願いします。特に横断歩道がひどいです。</p>	<p>【道路河川維持課:TEL 21-2771】</p> <p>ご要望のありました、県道221号線(一般県道 国谷・家中停車場線) 都賀町家中中妻中の内の舗装状況につきましては、管理者の県に確認いたしましたところ、『土木事務所でも把握しており、将来的に修繕が必要となる箇所として状況観察しております。今後も注意深く路面状況をフォローし、状況に応じて修繕等の対応を行ってまいります。』との回答でありました。</p>
4	原宿上	<p>【原宿公民館北側の道路補修について】</p> <p>原宿公民館裏手の道路の補修工事をよろしくお願いします。</p>	<p>【道路河川維持課:TEL 21-2771】</p> <p>ご要望の箇所につきまして、現地を確認したところ、舗装の痛みが激しいことから、舗装補修を実施いたしました。</p>
5	原宿上 木の東 木の西	<p>【木コミュニセンターの草刈りと除草剤散布について】</p> <p>(原宿上) 木コミ地区の5自治会長による年間奉仕活動を行っております。市としては、シルバーに委託できないのか？</p> <p>(木の東) 現在5自治会長により、年5回位清掃活動を行っているわけですが、これを行政のほうでシルバー人材等の活用により自治会長の負担を軽減していただきたい。</p> <p>(木の西) 木コミュニティセンターの周囲の草刈り、除草剤散布は、関係5自治会の自治会長が年間5回実施しています。市の施設でもあることから、今後はシルバー人材センター等への委託をお願いしたい。</p>	<p>【都賀地域づくり推進課公民館係:TEL 27-5050】</p> <p>木コミュニティセンターは、地域の皆様からの要望もあり、自治会活動やスポーツを通じて人々が交流できる地域拠点施設として、平成5年に体育館に研修室を備え建築され、運動場と一体的に活用できるようになりました。</p> <p>「コミュニティセンター」は、地域コミュニティに支えられた地域住民の交流や地域活性化のための施設であります。このため平成8年以降に管理運営の話合いの中で、施設の改修等は行政が行い、地域で実施できることとして除草作業などをお願いし、運営してきました。</p> <p>ご質問の管理運営方法の見直しにつきましては、対象自治会の皆様のご意見を踏まえ検討してまいります。</p>
6	木の西	<p>【つがの里周辺の遊歩道の再整備について】</p> <p>つがの里からふれあいの森、野鳥の森への遊歩道があります。現状は、ふれあいの森への遊歩道は、刈払い等が年1回行われて整備されていますが、ふれあいの森から野鳥の森を経由して三角点までの遊歩道は、倒木、階段の破損、道標の破損等がひどい状態です。よって、遊歩道の整備及び道標、山名標の設置をお願いしたい。</p>	<p>【農林整備課:TEL 21-2386】</p> <p>ご要望されている遊歩道について現地を確認しましたところ、整備されてからかなりの年月が経過しているため、枯葉が丸太間に堆積し、歩きづらい遊歩道となっております。</p> <p>そのようなことから、今後、進入路の刈払い並びに丸太階段の修繕を実施し、破損した道標の修繕を行ってまいります。また、継続的な維持管理についても実施してまいります。</p>

No.	自治会	質問要望等	回答要旨
7	木の西	<p>【自治会公民館建築費等補助金について】</p> <p>栃木市には「自治会公民館建築費等補助金」制度があります。その補助額は工事総額10分の3以内(300万円上限)200万円以上の工事が対象となっています。</p> <p>公民館等の改修は、破損等の少ない早期に実施した方が修繕費用は少なくすむと考えられます。200万円以上の改修になると自治会としても140万円以上の出費となり、負担が大きくなります。</p> <p>よって、補助金90万円(300万円の10分の3)の範囲で、自由度のある使い勝手のよい制度にしていだけないか。</p>	<p>【地域政策課:TEL 24-0352】</p> <p>ご案内のとおり、「自治会公民館建築費等補助金」につきましては、自治会公民館の新築、改築、改修等の工事費の一部を補助するものです。補助の額としましては、200万円以上の工事費の10分の3の額とし、300万円を限度としているところです。併せて、補助につきましては、一度補助金を交付してから20年以内の交付は受けられないとしています。</p> <p>ご要望のありました、条件を緩和した使い勝手のよい制度についてですが、自治会が各自治会員の負担金等で運営されているという性格上、破損等が軽微な段階では各自治会でご負担いただき、自治会での負担が大きくなってしまふ場合には補助制度をご利用いただきたいというのが、現在の市の考え方です。</p> <p>しかしながら、自治会公民館は自治会の活動拠点でもあり、施設の適正な維持管理は、自治会の活性化及び地域住民の活動を促進するものとなりますので、他市町の状況を調査しながら、よりよい制度となるよう検討してまいります。</p> <p>また、自治会公民館の新築及び大規模改修につきましては、「一般財団法人 自治総合センター」のコミュニティセンター助成事業という制度がありまして、建築工事費等の5分の3以内の額で上限は1,500万円となっております。</p> <p>国と市では対象経費に違いはありますが、両方の制度を活用することもできますので、検討される場合はご相談ください。</p>

No.	自治会	質問要望等	回答要旨
8	大橋	<p>【自治会における災害対策について】</p> <p>先日開催した役員会で、自治会加入者から「自治会としてどのような災害対策を作っているのか・準備しているのか」という質問がなされたという発言がありました。</p> <p>当自治会では、現状では対策はないと言わざるを得ないのが実態です。災害は種々あり、自治会としてできることは限られていますが、対策や準備などはどのように行うとよいのでしょうか。</p>	<p>【危機管理課:TEL 21-2551】</p> <p>自治会をはじめとする地域の防災対策としては、「自主防災組織」が中心となった活動が全国的に行われています。栃木市内では現在、67組織 80自治会が自主防災組織を組織しており、防災訓練や防災備蓄など、地域の防災活動を行っているところです。</p> <p>市では、自主防災組織の設立や活動時の備品購入等に補助を行っているほか、設立を検討している自治会などを対象に、出前講座を行っています。自治会などでの自主防災組織の設立を検討したいなどのご希望がございましたら、ぜひご相談ください。</p> <p>なお、自主防災組織の概要については、広報とちぎ2月号の特集にてご案内をしておりますので、併せてご覧ください。</p>
9	大橋	<p>【赤津川の土砂撤去について】</p> <p>令和元年10月の豪雨の報告書では、赤津小周辺は被害がないことになっているようですが、実際は同川の堤防兼道路を濁水が越流し、校庭や南に隣接する農地に一時水が流れました。また、大橋地内の同川と栗野街道が交差する橋(橋名不明)の北側でも越流しています。</p> <p>赤津小周辺の越流の原因は富張の土地改良区堰から臼久保橋に至るまでの河床に堆積した大量の土砂とそこに群生している葦等が流れを阻んでいることにあります。</p> <p>さらに悪いことには、赤津小西側には、深沢地内に源流を持つ河川が2つあり、この2河川が赤津川に合流する少し手前で合流したうえで赤津川に合流します。豪雨時には、合流地点で一気に水かさが増し、河床の不具合と重なり越流します。この水は、遠く桜内まで流れ県道大橋家中線を横断していきます。</p> <p>昨年には、十文字自治会から葦等の除去の要望が出ていますが、大橋地内とその上下も含めた赤津川の土砂等の除去を要望します。</p>	<p>【治水対策室:TEL 21-2785】 【農林整備課:TEL 21-2279】</p> <p>ご要望の件につきまして、赤津川の管理者であります県に確認しましたところ、『現在、赤津川については、吹上町地内の東北道から上流に向け、堆積土除去工事を実施しております。引き続き、現地調査を行い、優先度等を考慮の上、検討してまいります。』との回答でありました。</p> <p>市としましても、本川に流入する水路の適正な維持管理に努めてまいります。</p>

No.	自治会	質問要望等	回答要旨
10	十文字	<p>【赤津スポーツ広場の駐車場舗装及びネットを高くしてほしい】</p> <p>赤津スポーツ広場の駐車場は、砂利場で草が茂り夏場は月1回の草刈でもすぐに伸びてしまう為、舗装してほしい。 また、ネットの高さが低くファウルボールがネットを超えて道路に出てしまう事があり、通行中の人や車両にあたる危険がある為、ネットの高さを高くしてほしい。</p>	<p>【都賀地域づくり推進課公民館係:TEL 27-5050】</p> <p>赤津スポーツ広場の駐車場舗装につきましては、雨水による地形上の配慮や排水路への流量などを調べたうえで検討してまいります。 また、防球ネットにつきましては、高さ4mでバックネット裏から道路に沿ってレフト側に設置されています。 ソフトボールで使用した際、ファウルボールがレフト側に飛んだ時に道路に出てしまい危険であるのご意見ですが、この防球ネットは平成17年に設置し、今年で18年が経過しておりますので、傷み具合なども調べたうえで、どのように対応すべきかを検討してまいります。</p>
11	深沢	<p>【市道整備について】</p> <p>①雨が降ると水溜りになり歩けない。水が溜まらないようにしていただきたい。</p> <p>②東北道の側道は「一時停止」となっているが、ほとんどの車が規制を無視して速度を落とさない。生活や農作業のための通行、小学生の登下校において非常に危険である。 側道を通行する車両が少なくとも速度を落として徐行するような方策を施していただきたい(一時停止の標識はある)。現況は「停止線」や「止まれ」の路面標示が消えかかっていたり無かったりするが、その復旧だけでは不十分ではないかと思われる(路面標示があるときも同様であった)。 路面標示をもっと大きく多く、一時停止の標識をもっと大きくわかり易く、物理的に車両の速度を落とさせる等、改善をお願いしたい。</p> <p>※栃木粟野線～国道293号の近道として通過すると思われる車が多い。</p>	<p>【①道路河川維持課:TEL 21-2771】</p> <p>ご要望の箇所につきまして、現地確認をしたところ、水たまりを確認することができました。 しかしながら、道路勾配により排水されていることが確認できたため、今後、状況を観察しながら必要に応じて対応してまいります。</p> <p>【②交通防犯課:TEL 21-2151】</p> <p>標識をはじめとする交通規制につきましては、県公安委員会が権限を有していることから、今回の路面標示が薄くなっている箇所ならびに交通規制の要望につきましては、市より栃木警察署あて連絡させていただきました。 なお、交通規制要望は自治会で協議のうえ、あらためて、栃木警察署にご要望くださいますよう、お願いいたします。</p>

No.	自治会	質問要望等	回答要旨
12	南嶺	<p>【都賀スポーツ・レクリエーションについて】</p> <p>ここ何年もの間、南嶺自治会総会での体育部長の決定が難航しています。その最大の理由は、都賀スポーツレクリエーション大会への参加者募集が非常に困難であるため、役員の負担感が強いからです。</p> <p>昨年度は86歳の方が体育部長に選任されました。ご自身は高齢を理由に辞退しましたが、結局、他の役職の関係で止む無く引き受けました。</p> <p>都賀スポレクについては、私たち南嶺自治会は他の大柿地区自治会と連合で参加するのですが、高齢化の顕著な他の自治会が参加辞退をしているため、残りの2～3自治会が全体を担うことになり、負担感も一層大きくなっています。自治会総会では、南嶺自治会も参加辞退や参加可能な種目だけ参加、スポレク全体の見直し要望等の意見が出ました。</p> <p>少子高齢化が加速度的に進行している自治会においては、都賀スポレクに参加するのは、難しくなっています。参加者募集が体育部長の負担感を強くしています。参加することが楽しいはずのスポレクが、少子高齢化が進展した自治会においては、多くの住民は、負担感と強制感が強く、廃止されてよいと思えるものになっています。</p> <p>少子高齢化が進んでいる弱小自治会においては、参加辞退や自由参加などがより積極的に選択可能なスポレクにすることなど、抜本的な改善、見直しを要望します。弱小自治会に負担感が強い都賀スポレクは、本来の目的と乖離していると言えます。</p>	<p>【都賀地域づくり推進課公民館係：TEL 27-5050】</p> <p>ご要望にあります都賀スポーツレクリエーションフェスティバルは、少子高齢化が進む中、かつての町民体育祭の競技種目を見直し、誰もが楽しめて市民の交流や健康増進を目的としたスポーツイベントとして開催してきました。</p> <p>ここ数年新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止していましたが、この機に「多くの方に負担感のないスポーツイベントはどのようなものか」をテーマに更なる見直しを行うため自治会長や都賀地区スポーツ協会、市のスポーツ推進員で構成する検討委員会において検討し、今年10月に開催する方向で準備しております。</p> <p>各自治会が参加者募集にご苦労されていることも認識しているところですが、ご要望にありますように、自治会内のご事情により、参加可能な種目だけ参加することも可能ですのでご検討いただければと考えております。</p> <p>今後は、自治会の皆さんに負担感の少ないスポーツイベントを更に研究し、都賀地域まちづくりの活性化に繋がるよう検討してまいります。</p>